官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働九一）　二
〔法規的告示〕
○来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示（海上保安庁一五）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四一）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一七四）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一七五）　三
○カンボジア王国における国境紛争の影響を受けた帰還移民労働者の雇用促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際労働機関との間の書簡の交換に関する件（同一七六）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一七七）　三
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通六〇九）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同六一〇）　五
○道路に関する件
（東北地方整備局八四、八五）　五
○道路に関する件
（北陸地方整備局二九、三〇）　五
〔国会事項〕
会計検査院　最高裁判所　五
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　六
〔褒　賞〕　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕　七
官庁事項
登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　七
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
国土調査の成果の認証の公告
（国土交通省）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　八
日本国に帰化を許可する件
（法務省告示配八一）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、押収物還付公告の取消、有権者申出方、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、鬼怒川南部土地改良区連合役員の就任関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

省　令

○厚生労働省令第九十一号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の規定に基づき、生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令

令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　法別表第一の四の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項の実施の有無及び実施していたときはその実施日に関するものとする。 一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五条第三号の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次号において同じ。）が行う無料の船員職業紹介 二　（略） 2～6　（略）	**第四条**　法別表第一の四の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる事項の実施の有無及び実施していたときはその実施日に関するものとする。 一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五条第三号の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次号において同じ。）が行う船員の職業に就くことのあっせん 二　（略） 2～6　（略）

附　則

この省令は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

法規的告示

○海上保安庁告示第十五号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定に基づき、来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定め、令和八年六月一日から施行する。

令和八年五月十一日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示

（来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第一条　来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報の提供） **第四条**　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。 一　（略） 二　内容 イ　（略） ロ　船舶自動識別装置による場合 (1)　（略） (2)　細島、足摺岬及び大浜における風向、風速及び気圧、八島における風向、風速及び波高並びに高井神島における風向及び風速 三　（略） 2・3　（略）	（情報の提供） **第四条**　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。 一　（略） 二　内容 イ　（略） ロ　船舶自動識別装置による場合 (1)　（略） (2)　細島、足摺岬及び今治における風向、風速及び気圧並びに八島及び高井神島における風向及び風速 三　（略） 2・3　（略）

第二条　関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報の提供） **第四条**　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。 一　（略） 二　内容 イ　（略） ロ　船舶自動識別装置による場合 (1)・(2)　（略） (3)　三島及び見島北における風向、風速、気圧及び波高、女島及び若宮における風向、風速及び気圧、八島における風向、風速及び波高並びに台場鼻、周防野島、三井楽長崎鼻、対馬瀬鼻、豆酘埼、筑前相島及び出雲日御碕における風向及び風速 三　（略） 2・3　（略）	（情報の提供） **第四条**　前条の信号所を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。 一　（略） 二　内容 イ　（略） ロ　船舶自動識別装置による場合 (1)・(2)　（略） (3)　三島及び見島北における風向、風速、気圧及び波高、女島及び若宮における風向、風速及び気圧並びに台場鼻、周防野島、八島、三井楽長崎鼻、対馬瀬鼻、豆酘埼、筑前相島及び出雲日御碕における風向及び風速 三　（略） 2・3　（略）

その他告示

○法務省告示第四十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年五月十一日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　　飯島　泰

○外務省告示第百七十四号

令和八年三月三十日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

令和八年五月十一日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、インドネシア共和国の経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百億円（五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、競争力・産業近代化及び貿易促進プログラムとして、アジア開発銀行による競争力・産業近代化及び貿易促進プログラムのサブプログラム3に基づくインドネシア共和国政府の改革計画（以下「改革計画」という。）においてインドネシア共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・二パーセントとする。

(c)　支出期間は、借款契約の効力発生の日の後一年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドネシア共和国の経済成長及び開発努力を促進することを目的として、インドネシア共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で決定する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の取決めによって修正することができる。

4　インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額を振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、インドネシア共和国政府の国家予算に編入される。

5　インドネシア共和国政府は、借款契約に定める借款の元本の償還並びに利子及び当該元本に対する他の賦課金の支払について責任を負う。

6　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシア共和国の財政課徴金及び租税を免除する。

7　インドネシア共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

8　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及びインドネシア共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月三十日に東京で

外務省国際協力局長　**今**福孝男

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

サント・ダルマスマルト閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インドネシア共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月三十日に東京で

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・

アフリカ総局長

サント・ダルマスマルト

外務省国際協力局長　**今**福孝男殿

○外務省告示第百七十七号

令和八年三月二十七日にマニラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年五月十一日

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二千二百十六億七千二百万円（二二一、六七二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各計画につき付表の2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることとなる。

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百七十五号

令和八年三月十八日にマニラで、円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の平成二十七年十一月十九日付けの交換公文に従ってフィリピン共和国政府に供与されることになった南北通勤鉄道計画（マロロス－ツツバン）の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和七年九月五日付けの口上書により令和八年三月二十三日まで延長された。）がフィリピン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年六月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、フィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年五月十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百七十六号

令和八年二月十八日にプノンペンで、カンボジア王国における国境紛争の影響を受けた帰還移民労働者の雇用促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際労働機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国境紛争の影響を受けた帰還移民労働者の雇用促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億五千六百万円

3　署名者

日本側　植野篤志在カンボジア大使

国際労働機関側　シャオイエン・チエン　タイ・カンボジア・ラオス事務所代表

令和八年五月十一日

外務大臣　茂木　敏充

2 (1) 借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の３欄から５欄までにそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(2) (1)に規定する各借款契約は、それぞれ、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) 付表の５欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、フィリピン共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 フィリピン共和国政府は、３(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。

5 フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 ３(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 (1) フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a) 借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(c) 計画の実施に必要な生産物又は役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(d) 計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に従事する日本国民である被用者に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2) (1)の規定に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税その他同様の賦課金の整理又は支払について責任を負う。

8 フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9 (1) フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

(2) 両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて借款の使用を共同で随時検討し、並びに借款の効果的な使用を確保するために必要に応じ適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招請される。

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11 付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びフィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十七日にマニラで

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也

フィリピン共和国
外務大臣　マリア・テレサ・Ｐ・ラザロ閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率	償還期間	支出期間（借款契約の効力発生の日の後）
1 マニラ首都圏地下鉄計画（フェーズ1）（第四期）	二千二百億円	○・八パーセント	十年の据置期間の後三十年	七年
2 中央ミンダナオ高規格道路整備計画（カガヤン・デ・オロ―マライバライ区間）（調査・設計等のための役務）	十六億七千二百万円	○・八パーセント	十年の据置期間の後三十年	四年

総　額　二千二百十六億七千二百万円

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十七日にマニラで

フィリピン共和国
外務大臣　マリア・テレサ・Ｐ・ラザロ

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也閣下

○国土交通省告示第六百九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年四月十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5863号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ－2930ＲＳ型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目1番34号

○国土交通省告示第六百十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年四月十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5283号	音響測深機	ＦＥ－800	古野電気株式会社	表示装置のディスプレイ及び関連部品の変更

○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県黒川郡大和町吉岡字西桧木六九番一から同町吉岡字西桧木三五番まで	前	三一・八メートル～三四・二メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	三二・〇メートル～三八・〇メートル	〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十七号	宮城県黒川郡大和町吉岡字西桧木六九番一から同町吉岡字西桧木三五番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月十一日

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新発田市小舟町一丁目四八〇番一から同市中田町一丁目一一二七番一まで	前	二六・六メートル～四五・五メートル	〇・〇二二キロメートル
	後	四二・二メートル～四八・三メートル	〇・〇二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	新発田市小舟町一丁目四八〇番一から同市中田町一丁目一一五四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分の一一五四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分の潟国道事務所みを。）	北陸地方整備局及び同局新

供用開始の期日　令和八年五月十一日

国会事項

参議院

会議

五月八日（金曜日）午前十時　本会議

質問主意書転送

五月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＥＶバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二八号）

小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三九号）

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四〇号）

人事異動

会計検査院

会計検査院事務官（第二局防衛検査第三課専門調査官）に採用する（五月一日）

牛島　大輔

最高裁判所

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

大阪家庭裁判所判事に補する

大阪家庭裁判所所長を命ずる

浜本　章子

広島地方裁判所判事・広島簡易裁判所判事

広島地方裁判所判事に補する

内藤　裕之

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事に補する

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

井上　直哉

広島地方裁判所判事に補する

広島地方裁判所所長を命ずる

広島簡易裁判所判事に補する

広島簡易裁判所判事兼簡易裁判所判事

松永　栄治

大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する

大阪簡易裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

横田　典子

大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

後藤　誠

大阪地方裁判所判事に補する

大阪地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上四月七日）

札幌高等裁判所判事・札幌簡易裁判所判事

林　欣寛

札幌高等裁判所事務局長を免ずる

東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する

同

井出　正弘

札幌高等裁判所事務局長を命ずる（以上四月八日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
（奈良女子大学名誉教授）　木村　優

従五位に叙する（各通）　堀内　和成
上野　悦郎　横山　藏人
清水　春雄　川辺　武夫
（大阪市議会議員）　多田　光男
正六位に叙する（各通）　永井　啓介
長田　文治　酒井　隆昌
佐藤　康也　田村　宗久
中村　満　平間　利雄
若藤　純也

従六位に叙する（各通）　佐藤　榮一
岩下　成一　豊田　兵造
正七位に叙する（各通）　堀之内芳樹
馬場陸奥男

従七位に叙する（以上三月三十日）　樺島　駿二
正五位に叙する　金子　正秀
大多和　孝

従五位に叙する（各通）　小林　眞一
小柳　清　加藤　文夫
内山　勉　坂原　義俊
齊藤　昌英　松井　淳
蜂屋　澄水

正六位に叙する（各通）
（福岡県岡垣町議会議員）
北川　幸一
北川　剛
菅原　章子
藤田　久夫

従六位に叙する（各通）　太田　強
市川　陽三　小林　眞一
金子　俊雄　馬場陸奥男
高橋　吉三

従七位に叙する（各通）（以上三月三十一日）
高橋　潤一
水野金一郎

従四位に叙する（各通）　矢野　嘉臣
植田　保　豊田　浩奨

従五位に叙する（各通）　稲葉　友昭
赤石　雄一　舟木　淑子

正六位に叙する（各通）　岩越　豊雄
池田　文人　神山　貞道
河合　孝治　後藤　孝文
谷田　坦　渡辺　正憲

従六位に叙する（各通）　細貝　芳雄
田中　義一　内田　善一
津田弥太郎

従七位に叙する（以上四月一日）
従四位に叙する（四月六日）

○叙勲

（大阪市議会議員）　永井　啓介
旭日双光章を授ける　川野　眞
旭日単光章を授ける（以上三月三十日）
（福岡県岡垣町議会議員）　太田　強
旭日双光章を授ける　渡部登志雄
今村　東郷　中川　秀男
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月三十一日）
松本　正
旭日単光章を授ける（四月一日）
上野　悦郎　清水　春雄
瑞宝双光章を授ける（各通）　堀之内芳樹
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三十日）
樺島　駿二　馬場陸奥男
金子　正秀
瑞宝小綬章を授ける
市川　陽三　倉持　敦
松井　淳　坂原　義俊
瑞宝双光章を授ける（各通）
溝呂木敏夫
宇山　暢生　小林　剛
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三十一日）
齊藤　初己　高橋　吉三
高橋　潤一
（帯広畜産大学名誉教授）
（名古屋市立大学名誉教授）
水野金一郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
稲葉　友昭　赤石　雄一
岩越　豊雄　長谷川義昌
細貝　芳雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
後藤　孝文　内田　善一
杉尾　武利
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月一日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年四月二十二日、紺綬褒章を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

仲村　直　南澤　貞雄　千葉　知裕
笠井　寛　前澤　成澄　田中　直人
駒井　滋　佐々木ルミ子　藤原喜久雄
桃島　敏雅　中村　祐子　合田惠二郎
桃島　修　小山　教策　篠田　誠一
桑原　良隆　外山　彰　吉田晋太郎
中尾　正男　荒木　和夫
西田　隆文　倉持　政宏　石井ちとせ
姫野　照正　田嶋　宏章　中園貴美子
齋藤　健二　猪田　俊平　金野美智子
佐藤　高久　外川　信晃　久保より子
金川　佳弘　山田　貞夫　富田　佳作
福島　一貴　藤井　英聡

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）
ブラジル国人　イワサキ　ヤマモト　サチエ
ペルー国人　アイザワ　オグスコ　アルベルト　ルイス　マサオ

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年四月二十二日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

山口　祥二　國富　彩　前田　咲子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年四月二十二日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

鈴木　秀明　笠井喜美子　川口　哲
藤田　明裕　石井伊知郎　岡田　唯洋
吉村　英毅　遠藤　四郎　藤井　佑三
大塚　裕司　石川久美子　和田　佳子
松尾　大樹　片平　俊治　北側　雅司
腰高　修　河合　光政　杉村　克治
伊草　利房　桂川眞佐子　津島　英世
山田　弘子　堀場　友介　権藤　説子
中溝　公次　坂口　美鈴

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

大韓民国人　姜　昇旭
同　李　鍾哲
頼　浩敏

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する（各通）

四方　祥樹　高橋　秀夫　大山　永吉

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年四月二十二日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

金綱　一男　牧　寛之　須田　昭夫
井谷　憲次　若林　彩子　向山　耕司

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

長浜　大
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける
鈴木　孝行
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年四月二十二日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社タケエイ
株式会社千總ホールディングス
株式会社アイ工務店
大栄環境株式会社
株式会社三共後藤建設
株式会社構造計画研究所ホールディングス
株式会社構造計画研究所
ロイヤル化粧品株式会社
株式会社畔蒜工務店
日本住宅株式会社
サロン・ド・ヴェール株式会社
株式会社三凌商事
リンタツ株式会社
株式会社森建設
株式会社ＭＩＹＯＳＨＩ
有限会社サンユウ
日本みらいホールディングス株式会社
株式会社オフテクスホールディングス
大和ハウス工業株式会社
株式会社みずほフィナンシャルグループ
松野工業株式会社
公益財団法人小松育英会
谷中造園土木株式会社
株式会社エフピコ
株式会社タツミ
公益財団法人平和堂財団
株式会社カマタ
山一金属株式会社
株式会社青森みちのく銀行
松本テクニコ株式会社
株式会社アスカ
株式会社第一ライフグループ
株式会社竹澤建設
株式会社ＢＥＮＫＥＩ
株式会社都市経営戦略研究所
株式会社日本ケアコンサルティング
有限会社テクノ・アーム
株式会社リプロ
株式会社カイゴテック

株式会社佐賀組
株式会社Ａｌｌ　Ａｄｓ
成羽ポートリー株式会社
株式会社たけでん
スマイシアホールディング株式会社
信金中央金庫
ハシダ技研工業株式会社
リバー産業株式会社
楽待株式会社
杉本食肉産業株式会社

追賞褒状

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける
株式会社アイザック

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年四月二十二日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

故鈴木建吾遺族　鈴木　則之
故松本芳江遺族　宮岡　博
故河野通昭遺族　河野　昭子

追賞賜杯

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年四月二十二日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

故毛利禮子遺族　高畑　擴子

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ローマ教皇台下の選出記念日につき、五月七日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　村上　武寿

(二) 登録操縦免許証更新講習実施機関の住所

（変更前）広島県広島市佐伯区海老園三丁目一六番一五―一〇二号

（変更後）広島県広島市西区南観音六丁目四番一一―一一〇四号

(三) 登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）広島県広島市佐伯区海老園三丁目一六番一五―一〇二号

（変更後）広島県広島市西区南観音六丁目四番一一―一一〇四号

(四) 変更年月日　令和八年四月十五日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する同令第四条の十の規定に基づき、次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第八十四条の四において準用する同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　村上　武寿

(二) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の住所

（変更前）広島県広島市佐伯区海老園三丁目一六番一五―一〇二号

（変更後）広島県広島市西区南観音六丁目四番一一―一一〇四号

(三) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）広島県広島市佐伯区海老園三丁目一六番一五―一〇二号

（変更後）広島県広島市西区南観音六丁目四番一一―一一〇四号

(四) 変更年月日　令和八年四月十五日

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 占用を制限する区域

新発田市小舟町一丁目四八〇番一から同市中田町一丁目一一五四番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和八年五月十二日

(七) 図面縦覧場所

北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

備考

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和八年四月十七日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年五月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　成果の名称

令和七年度効率的手法導入推進基本調査図及び令和七年度効率的手法導入推進基本調査簿

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域

神奈川県愛川町、秋田県由利本荘市、北海道積丹町のそれぞれ一部

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人岩井隆義の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年５月11日　　名古屋法務局

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第１号の規定に基づき、令和８年３月25日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年５月11日　　法務大臣　平口　　洋

記

名称　司法書士法人相続法務

所属する司法書士会　東京司法書士会

法人番号　11―00511

主たる事務所の所在地　東京都世田谷区祖師谷三丁目４番７号

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００１号
岡山県津山市北園町４２番地１３
清算株式会社　株式会社ｓａｔｅｒａ
代表清算人　　佐野芳章
１　決定年月日　令和８年４月１７日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（ヒ）第１００２号
岡山県津山市北園町４２番地１３
清算株式会社　株式会社サンライト
代表清算人　　佐野芳章
１　決定年月日　令和８年４月１７日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所津山支部

更生手続開始

令和８年（ミ）第３号
広島市東区上温品四丁目３３番３０－６０９号
更生会社　株式会社ウェブ・エージェンシー
代表者代表取締役　佐々木　健二
１　決定年月日時　令和８年４月２１日午前１０時
２　主文　株式会社ウェブ・エージェンシーについて更生手続を開始する。
３　管財人　岡田　良洋
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和８年６月２２日
６　更生債権等の一般調査期間　令和８年８月２８日から令和８年９月４日まで
７　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年９月１７日
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年９月２４日
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

神奈川県横須賀市池上四丁目八番一二号

（甲）合同会社オフィスエス

代表社員　杉﨑　康隆

横浜市西区高島二丁目一一番二号スカイメナー横浜四二二

（乙）ＡＫＳプロパティ合同会社

代表社員　杉﨑　康隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十一日

掲載頁　九十一頁（号外第五十号）

令和八年五月十一日

大阪市中央区久太郎町三丁目四番二三号

（甲）株式会社林和興業社

代表取締役　林　大助

大阪市中央区久太郎町三丁目四番二三号

（乙）株式会社ＨＧプランニング

代表取締役　石見　健

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社プライムポリマー（甲、住所東京都中央区八重洲二丁目二番一号）に対して乙が行う国内ポリオレフィン事業のうち製造機能を除く、販売、開発その他一切の国内におけるポリプロピレン事業及び直鎖状低密度ポリエチレン事業（海外事業及び低密度ポリエチレン（ＬＤＰＥ）事業を除く）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であります。

なお、本吸収分割は会社法第七八四条第二項の規定に基づき会社法第七八三条第一項に定める株主総会の承認を得ずに行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一七七頁（号外第一五〇号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年五月十一日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

住友化学株式会社

代表取締役　水戸　信彰

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により住友化学株式会社（乙、住所東京都中央区日本橋二丁目七番一号）の国内ポリオレフィン事業（製造設備を除く。）に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一七七頁（号外第一五〇号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年五月十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

株式会社プライムポリマー

代表取締役　後藤　亨晴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のデバイス＆モジュールソリューションズカンパニーが営む事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月十一日

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町八〇一番地

（甲）オムロンデバイス株式会社

代表取締役　竹田　誠治

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町八〇一番地

（乙）オムロン株式会社

代表取締役　辻永　順太

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＨＫＧトレーディング株式会社（乙、東京都中央区京橋一丁目一三番一号）の協和スチール株式会社、株式会社建鋼社及び永和金属株式会社に係る株式管理事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）（旧　兼松トレーディング株式会社）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一三八頁（号外第一四八号）

令和八年五月十一日

大阪市中央区伏見町四丁目三番九号

阪和興業株式会社

代表取締役　中川　洋一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＥＦ２（Ｅｌｅｃｔｒｏ　Ｆｉｎｅ　Ｆｏｒｍｉｎｇ）事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月十一日

福岡県田川郡福智町伊方四六八〇番地

（甲）株式会社ノア

代表取締役　國増　俊男

京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉一番地

（乙）マクセル株式会社

代表取締役　中村　啓次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

群馬県太田市由良町一七四六番地五

ｆｒｏｍ　ｅｇｇ合同会社

代表社員　髙橋　亮輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

群馬県太田市由良町三五六番地一

合同会社ｈａｎｅｈａｎｅ

代表社員　髙橋　亮輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＯＮＥ　ＳＴＯＰとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

埼玉県入間郡毛呂山町市場九九〇番三

合同会社ＯＮＥ　ＳＴＯＰ

代表社員　メハル・ハッサン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

新潟県西蒲原郡弥彦村弥彦二四八七―一

ＹＡＨＩＫＯ　Ａｖｅｎｉｒ合同会社

代表社員　藁科　克彦

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年五月十一日

石川県能美市山田町一二一番地

農事組合法人和多農産

理事　和多　真智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

静岡県富士市大渕九九―七二

合同会社ｔａｒｉｕｓ

代表社員　原田　拓実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

愛知県豊田市田中町四丁目一三番地

合同会社ファディー

代表社員　小川一斗志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十四日であり組織変更後の商号は株式会社３Ｂｒｏｓ．ｗｏｒｋｓとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

大阪府大阪市港区磯路三―一〇―一一

合同会社３Ｂｒｏｓ．ｗｏｒｋｓ

代表社員　八原　真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

香川県高松市塩江町上西乙一一五一番地一

四―七〇六　テトラパートナーズ合同会社

代表社員　高橋　猛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十一日

大分県別府市小倉町三〇番五一―二〇一号

ガーデンヒルズ松本Ⅱ　合同会社笑楽

代表社員　園田　士郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十八日

掲載頁　二頁

令和八年五月十一日

東京都中央区月島一丁目一五番七号パシフィックマークス月島二階

加納コーポレーション株式会社

代表取締役　加納　史敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億五千三百六十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　五十六頁（号外第二三〇号）

令和八年五月十一日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

株式会社ナレッジワーク

代表取締役　麻野　耕司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三〇八頁（号外第一〇〇号）

令和八年五月十一日

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目三一番一一号

株式会社Ｂｅｔｉｍｏ

代表取締役　篠田荘太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千二百十九万五千三百二円減少し五億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月十一日

浜松市中央区有玉北町四八九番地の二三

株式会社ヤマザキ

代表取締役　山﨑　好和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億九千万円減少することにいたしました。

臨時株主総会の決議は、令和八年四月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十八日

掲載頁　八十九頁（号外第二三九号）

令和八年五月十一日

三重県四日市市堀木二丁目一番三号

株式会社ライフスターメンバーズ

代表取締役　牧野　秀紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千六百五十四万四千七百円減少し八千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年五月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.medilaborfp.com

令和八年五月十一日

京都市中京区梅忠町二四　三条ＣＯＨＪＵビル四Ｆ

株式会社メディラボＲＦＰ

代表取締役　熊谷　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千七百六十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.suiden.com

令和八年五月十一日

大阪市天王寺区逢阪二丁目四番二四号

株式会社スイデン

代表取締役　川合　雄治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三一〇頁（号外第一〇〇号）

令和八年五月十一日

大阪府八尾市山本町北四丁目六番七号

株式会社森下石油

代表取締役　森下　慶治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円、資本準備金の額を五億円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会決議は令和八年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.onodera-gtp.com

令和八年五月十一日

神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二五番二二号

株式会社ＯＮＯＤＥＲＡ　ＧＴ　Ｐｈａｒｍａ

代表取締役　佐久間陽介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

茨城県守谷市百合ケ丘一丁目二三九四番地の一　株式会社東京菱比

代表取締役　立石　寿雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

東京都千代田区神田紺屋町八番地二号　吉比化成株式会社

代表取締役　立石　寿雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

福井市花堂中二丁目二九番五号　株式会社丸仁

代表取締役　雨森　研悟

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

大阪市天王寺区城南寺町五番一五号　平尾安全硝子株式会社

代表取締役　平尾　真教

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十一日

鹿児島県薩摩郡さつま町永野九五〇番地　アロン電機株式会社

代表取締役　坂元　剛

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲、乙、丙、丁及び戊は吸収分割して、甲は乙のビジネスデリバリコーディネート部が行うビジネスユーザに関するＳＯオペレーション及びビジネスデリバリ事業並びに乙のビジネスイノベーション部が行うビジネスユーザへのＮＷ等エンジニアリング事業（自社商材ＳＥ事業）に関する権利義務、丙、丁及び戊のビジネスイノベーション部が行うビジネスユーザへのＮＷ等エンジニアリング事業（自社商材ＳＥ事業）に関する権利義務を、それぞれ承継し、乙、丙、丁及び戊はそれらを承継させることにいたしました。

また、左記会社のうち己、乙、丙、丁及び戊は合併して、己は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部をそれぞれ承継して存続し、乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

これらの会社分割又は合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ntt-me.co.jp/company/open.html

（乙）http://www.minamikanto.ntt-east.co.jp

（丙）http://www.kanshinetsu.ntt-east.co.jp/koukoku.html

（丁）https://www.tohoku.ntt-east.co.jp/

（戊）http://www.hokkaido.ntt-east.co.jp/

（己）https://www.ntt-east.co.jp/kessan/index.html

令和八年五月十一日

東京都新宿区西新宿三丁目一九番二号

（甲）株式会社エヌ・ティ・ティエムイー

代表取締役　池田　敬

東京都港区西新橋三丁目二二番八号

（乙）株式会社ＮＴＴ東日本―南関東

代表取締役　鈴木　康一

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目八番一七号

（丙）株式会社ＮＴＴ東日本―関信越

代表取締役　小池　哲哉

宮城県仙台市若林区五橋三丁目二番一号

（丁）株式会社ＮＴＴ東日本―東北

代表取締役　須藤　博史

北海道札幌市中央区大通西十四丁目七番地

（戊）株式会社ＮＴＴ東日本―北海道

代表取締役　茂谷　浩子

東京都新宿区西新宿三丁目一九番二号

（己）ＮＴＴ東日本株式会社

代表取締役　澁谷　直樹

債権申出の公告（第三回）

イズミヤ・阪急オアシス株式会社確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

大阪府大阪市淀川区野中南二―八―一〇　イズミヤ・阪急オアシス株式会社

確定給付企業年金清算人　北村　亮

訂正公告

令和八年四月二十二日（号外第九十四号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、②「中整特事第61号」とあるは「関整特事第61号」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号　株式会社赤坂国際会計内　宮沢開発合同会社

代表社員　一般社団法人宮沢開発

職務執行者　荒川　和也

取消公告

令和八年四月十五日（号外第八十九号）掲載の新設分割及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみを取消します。

令和八年五月十一日

石川県金沢市尾張町一丁目九番一五号　株式会社ｔａｉ―ｗｅｓｔ

代表取締役　西尾　雄造

正誤

ページ	段	行	誤	正
三四六			（原稿誤り） 〃	
	六	改正後欄終りから六	同条第二十六項	同条第二十七項
		改正前欄	〃	同条第二十六項
			同条第二十六項	同条第二十六項